

京都府国民健康保険団体連合会 通常総会 議事録

1. 開催日時 令和6年2月22日(木) 午後2時00分～午後2時43分
2. 開催方法 Web会議
3. 出席者数 会員 38名(委任状による代理出席及び委任状含む)
事務局 9名
4. 付議事項

【議決事項】

(1) 令和5年度分

議第26号 令和5年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算(第1号)

(2) 令和6年度分

議第1号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会事業計画

議第2号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会負担金の賦課

議第3号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算

議第4号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算

議第5号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出予算

議第6号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出予算

議第7号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算

議第8号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算

議第9号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算

議第10号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算

議第11号 令和6年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算

議第12号 京都府国民健康保険団体連合会規約の一部改正

【その他】

令和5年度第1回外部監査結果報告に対する措置（監事報告）について

5. 議事内容

（理事長挨拶）

皆さん、こんにちは。

理事長を仰せつかっております、長岡京市長の中小路健吾でございます。

通常総会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

本日、WEB 会議方式による総会の開催をご案内申し上げましたところ、会員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から、本会の事業運営にご理解とご協力をいただいております、この場をお借りして、重ねて御礼申し上げます。

さて、後程、事務局から事業等のご説明を申し上げますが、令和5年度におきましては、6年1月の国保総合システムの更改によりクラウド化への移行を行い、4月からの支払基金との受付領域の共同利用に向け準備を進めているところでございます。

今後、国保連におきましては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づく国の方針として、予防接種事務のデジタル化とその接種費用の請求支払業務や、各自治体が行う公費負担医療や医療費助成事業の「地単公費マスタの整備」等を担うこととなるなど、業務が一層多様化して参りますが、会員の皆様のご理解とご協力の下、財務基盤の強化と人材の確保・育成に努め、各種業務の着実な推進に努めて参ります。

本日の総会では、令和6年度の事業計画や各会計予算案について、ご審議をお願いしております。

WEB 会議方式による総会のため、会員の皆様方にはご不便をおかけすることもあるとは存じますが、十分にご審議をいただきますようお願い申し上げます、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくようお願い申し上げます。

（事務局）

次に、本通常総会の議長選任について、いかなる方法で選出すればよろしいでしょうか。

ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

<挙手なし>

特にご発言もないようですので、事務局より指名させていただいてよろしいでしょうか。

ご異議のある方は挙手をお願いいたします。

<挙手なし>

ご異議がございませんので、議長は大山崎町 前川 町長をお願いいたします。

それでは、前川町長よろしく願いいたします。

— 議長による議事の進行 —

(議長)

ご指名によりまして、議長を務めさせていただきます。

本日の総会が円滑に運営できますよう、会員の皆様方のご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の通常総会の議事録署名人につきまして、慣例により議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。ご異議のある方は、挙手をお願いします。

<挙手なし>

ご異議なしと認めまして、議長より指名させていただきます。

井手町の西島町長、京都市食品衛生国民健康保険組合の岡山理事長、お二人にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

これより議案審議に入ります。

議決事項の令和5年度分、議第26号「令和5年度国保連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算(第1号)」について、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

議第26号 令和5年度国保連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出補正予算について、ご説明します。

議案書の7頁をお開きいただき、参考として添付している「令和5年度国保連合会補正予算の概要」と標題を付けた資料を用いて、ご説明させていただきます。

職員退職手当金特別会計の補正は、補正額が2,899万6千円で、退職給付引当資産積立金繰入金を財源とした自己都合退職者に対する退職手当金の補正でございます。

補正予算の内容は、以上のとおりでございます。

(議長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議長)

特にご質問がないようですので、採決に入ります。

議第26号について、原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございます。

賛成多数と認め、議第 26 号は原案のとおり承認いたします。

続きまして、令和 6 年度分、議第 1 号「令和 6 年度国保連合会事業計画」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務部長)

議第 1 号 令和 6 年度国保連合会事業計画について、ご説明いたします。

議案書の 11 頁をお開き願います。

はじめに、「1 6 年度事業運営に当たっての基本的考え方」でございます。

一つ目のマルのとおり、国保連は、国民健康保険の保険者の共同体として必要な業務を行う目的で設立されましたが、その後、業務内容は順次拡大しています。

また、二つ目と三つ目のマルのように、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、政府の医療 DX 推進本部が策定した「医療 DX の推進に関する工程表」に基づき、「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化等」及び「診療報酬改定 DX」等の取組を進めることが示され、その内容は、マイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認を医療機関や薬局に加えて、訪問看護などにも導入する取組を進めるとともに、電子カルテ情報等を全国の医療機関や薬局との間で共有・交換する仕組みを構築するとされています。

また、自治体検診情報、介護、予防接種や母子保健に関する情報を連携し、医療機関・薬局等と自治体の間で必要な情報を共有するとともに、介護事業所が保有する情報についても介護事業所・医療機関等で情報共有ができる基盤となる全国医療情報プラットフォームを令和 8 年度本格開始に向け構築していくとされており、国保連合会事業に大きな影響を及ぼすことが見込まれます。

具体的には、四つ目のマルのとおり、マイナンバーカードを利用した予防接種事務デジタル化への対応においては、国保連は予防接種費用の請求支払業務等を担うことや、診療報酬改定 DX の取組の一環として、今般、国において、各自治体が行う全ての公費負担医療及び各自治体が単独に設けた医療費等助成事業の制度情報を集約する「地単公費マスタ」の一元的整備を国保中央会が事務局となり、国保連とともに進めることとされました。

このように国保連を取り巻く環境が変化する中、五つ目のマルのとおり、本会では、これまでの通常業務を推進することはもとより、国保連合会・国保中央会が策定した「国保連合会・国保中央会のめざす方向 2023」の業務運営方針に基づき、地方自治体の医療・保健・介護・福祉の総合専門機関として、京都府、市町村、国民健康保険組合の業務を幅広く支援するための取組を進めて参ります。

次の頁をお開き願います。

引き続きまして、「2 6 年度事業計画における主な取組」でございます。

まず、(1) 国保総合システムの対応でございます。

国保総合システムについては、「審査支払機能に関する改革工程表」に沿って、本会では6年1月からのクラウドへの移行に対応した後、4月からの全国一斉稼働による支払基金との受付領域の共同利用を実現し、安定運用に努めて参ります。

また、支払基金との審査支払領域の共同利用の実現に向けて、国保中央会は6年度から設計等の作業に着手する予定です。審査支払領域の共同利用では、現行のシステムより保守運用費を縮減することが求められていることから、システムの最適化に取り組む一方で、政府が重要課題として取り組んでいる診療報酬改定 DX にも積極的に協力していくことが求められています。

国保中央会と連携の下、これらの取組について、整合性や効率性を確保しながら着実に進めて参ります。

次に、(2) 自動レポート機能による差異の見える化に向けた取組でございます。

支払基金と国保連の診療報酬審査に関して、「審査結果の不合理な差異の解消に向けた工程表」に伴う対応として、これまでコンピュータチェックの精緻化や、各都道府県の審査基準の重複や整合性の整理を行ってきましたが、支払基金・国保連における事務点検や審査委員会というプロセスのそれぞれにおいて、審査結果の差異を網羅的に見える化し、どのような要因で差異が生じるかを把握できるレポート機能が、6年4月から国保総合システムに実装され、その機能を活用し結果を比較できる形で自動レポート結果と不合理な差異の解消のためのPDCAの状況を公表することとなっています。

次に、(3) 訪問看護療養費の電子化では、5年1月の開始予定から延期されていた医療保険における訪問看護療養費の電子化での請求について、健康保険証の廃止時期と合わせた6年12月にオンライン請求・オンライン資格確認が義務化されることになりました。

紙様式のレセプトをオンライン請求に切り替えることにより、請求事務や処理事務の効率化が図れ、介護保険と併せた訪問看護全体のデータ分析など、レセプト情報の利活用推進にも繋がることとなります。

本格対応に向け、オンライン請求システム及び国保総合システムが円滑に運用できるよう進めて参ります。

次に、(4) 介護情報基盤整備構築に向けた取組の推進でございます。

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」では、医療・介護間の連携を強化しつつ、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報を電子的に閲覧できる情報基盤を整備するとされており、その介護情報基盤となるシステム整備については、厚生労働省からの依頼に基づき、国保中央会が一元的に整備することとなり、開発を進めています。

介護情報基盤の管理・運営については、改正介護保険法において「地域支援事業」に位置付けられ、市町村からの地域支援事業の委託先として「国民健康保険団体連合会」が規定されました。自治体システム標準化のスケジュール等を踏まえ、8年4月の本稼働を目指し

取組を進めます。

次に、(5) その他の次期システム更改に向けた取組の推進でございます。

後期高齢者医療請求支払システム及び特定健診等データ管理システムについては、8年3月末に機器更改期限を迎えるため、同年4月に、政府の方針であるクラウド化を前提にシステム更改が予定されています。

次期システムにおいては、安定稼働・性能の担保を前提としたうえで、ランニングコスト削減を図るなど、現行システムの課題などを整理し、システムの開発等の取組を進めます。

次に、(6) 各種研修事業の実施でございます。

6年度実施予定の研修会等につきましては、21頁に記載の6年度研修会等予定のとおりでございます。詳細日程等が固まりましたら、その都度ご連絡させていただきます。

次の頁へ参りまして、最後に、(7) 人材育成確保・組織活性化計画（仮称）の策定と実践でございます。

今後、国保連合会が地方自治体の医療・保健・介護・福祉を支援する総合専門機関の役割を果たせるよう、職員全体の意識と能力の向上、組織の活性化を目的とした人材育成確保・組織活性化計画（仮称）を策定し、必要な取組を積極的に進めて参ります。

15頁をご覧ください。

「3 6年度個別取組」でございます。

6年度の個別取組につきましては、15頁から20頁にかけて、115項目に上る取組を掲げております。

時間の関係もあり、個々の説明は省略させていただきますが、いずれの取組につきましても、着実な進捗に努めて参ります。

事業計画についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問がないようですので、採決に入ります。

議第1号について、原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。

賛成多数と認め、議第1号は原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 2 号「令和 6 年度国保連合会負担金の賦課」から議第 11 号「令和 6 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算」までを一括して議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：財務課長)

議案書の 23 頁をお開き願います。

議第 2 号令和 6 年度国保連合会負担金の賦課について、ご説明します。

6 年度の負担金は、平等割負担金が 1 保険者につき 16 万円、被保険者割負担金が被保険者 1 人につき 60 円で、いずれも前年度と同額でございます。

引き続きまして、25 頁「議第 3 号令和 6 年度国保連合会一般会計歳入歳出予算」から 147 頁「議第 11 号令和 6 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出予算」までの各会計の予算については、153 頁の「令和 6 年度国保連合会予算の概要」を用いてご説明します。

153 頁をお開き願います。

はじめに、「1 国保連合会の予算区分」でございます。

本会の予算は、一般会計と 8 つの特別会計に区分して調製しており、うち 5 つの特別会計では、職員の人件費等の業務に要する経費を計上する業務勘定と診療報酬金等の支払いに必要な経費を計上する支払勘定を設けております。6 年度予算の概要については、業務勘定や支払勘定と一般会計やその他の特別会計ごとにご説明します。

まず、「2 業務勘定の予算案」の「(1) 診療報酬審査支払特別会計業務勘定」でございます。

手数料では、臨時接種の新型コロナワクチン接種事務費の減や被保険者数の減少により審査支払手数料等が減となるほか、国保総合システム等の更改が令和 5 年度に終了したことによる減価償却引当資産繰入金の減等により、収入見込額は、前年度を 5 億 7,503 万 4 千円下回る 23 億 6,517 万円となっております。

154 頁をお開き願います。

また、支出見込額についても、人件費や減価償却引当資産積立金等は減となるほか、国保総合システムの更改終了や新型コロナワクチン接種事業費の減額に伴い管理費その他が減となることから、前年度比 6 億 6,534 万 5 千円減の 22 億 7,485 万 9 千円にとどまり、収入見込額が支出見込額を 9,031 万 1 千円上回っております。この超過する財源については、今後見込まれる国保総合システムの支払基金と審査領域を共同利用するためのシステム開発等に備えて、減価償却引当資産と ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産へ積立てることとしております。

155 頁をご覧願います。

「(2) 介護保険事業関係業務特別会計業務勘定」でございます。

7 年更改予定の介護保険審査支払等システムの更改費に充当する減価償却引当資産やシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が増となることから、収入見込額は、前年度を 2,528 万 6 千円上回る 5 億 4,038 万 8 千円となっております。

一方、支出見込額については、減価償却引当資産等の積立金が減になるものの、システ

ム更改費や機器購入費等の増により管理費その他が増となることから、前年度比 466 万 7 千円増の 5 億 1,976 万 9 千円にとどまり、収入見込額が支出見込額を 2,061 万 9 千円上回っております。この超過する財源については、現在、開発が進められている介護情報基盤整備構築に向けての対応等に備え、ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産へ積立てることとしております。

156 頁をお開き願います。

「(3) 障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定」でございます。

この特別会計の業務勘定におきましては、6 年度から 8 年度までの 3 年間の収支見通しの結果、6 年度から手数料単価を引き下げさせていただくことから、手数料収入は、減となっておりますが、7 年更改予定の障害者総合支援給付審査支払等システムの更改費に充当する減価償却引当資産やシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が増となることから、収入見込額は、前年度比 325 万 6 千円増の 1 億 9,572 万 3 千円となっております。

また、支出見込額については、審査支払件数の増に伴い人件費が増加することなどから、前年度に比べて 325 万 6 千円の増となり、収支が均衡するものであります。

157 頁をご覧願います。

「(4) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定」でございます。

被保険者数の増加により後期高齢者医療審査支払手数料等は増となるものの、国保総合システム等の更改が令和 5 年度に終了したことにより、減価償却引当資産繰入金等の減により、収入見込額は、前年度比 2 億 6,060 万 9 千円減の 13 億 8,650 万 6 千円となっております。

また、支出見込額についても、減価償却引当資産積立金の減少に加えて、国保総合システムの更改終了に伴いシステム開発・改修等の管理費その他が減となることから、前年度を 3 億 4,604 万 6 千円下回る 13 億 106 万 9 千円にとどまり、158 頁をお開きいただきまして、収入見込額が支出見込額を 8,543 万 7 千円上回っております。この超過する財源については、診療報酬審査支払特別会計と同様に、今後見込まれる国保総合システムの支払基金と審査領域を共同利用するためのシステム開発等に備えて、減価償却引当資産、財政調整基金積立資産および ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産へ積立てることとしております。

159 頁をご覧願います。

最後に、「(5) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定」でございます。

特定健診手数料や減価償却引当資産繰入金の増により、収入見込額は、前年度比 2,244 万円増の 9,278 万 5 千円となっております。

また、支出見込額についても、人件費や特定健診等データ管理システム開発負担金の増等により管理費その他が増となるものの、前年度比 1,210 万 1 千円増の 8,244 万 6 千円にとどまることから、収入見込額が支出見込額を 1,033 万 9 千円上回っております。この超過する財源については、減価償却引当資産と ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化等積立資産へ積立てることとしております。

なお、特定健診等データ管理システム開発負担金は、8 年度に更改予定の次期システムの更改に要する負担金であり、6 年度、7 年度の 2 か年にわたり国保中央会へ支払うこととな

っており、減価償却引当資産を充当します。

160 頁をお開き願います。

引続きまして、「3 支払勘定の予算案」における「(1) 予算案の見込み方」でございます。

5 年 9 月までの支払実績額を基に算定した 5 年度支払見込額に、支払額の過去 3 箇年の伸び率のうち最も高い伸び率に 0.1 を加算した率を乗じて 6 年度支払見込額を見積もっております。

次に、(2) 予算案の概要をご覧くださいまして、この頁の「① 診療報酬審査支払特別会計」から次の頁の「⑤ 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」にかけて、各支払勘定の歳入歳出予算額と前年度比較を表にまとめております。

最後に、「4 一般会計及びその他の特別会計の予算案」における「(1) 予算案の見込み方」でございます。

一つ目のマルのとおり、一般会計については、保険者からの負担金を財源として、総会等の開催や保健事業関係研修会に要する経費等を見込んでおります。

次に二つ目以降のマルは特別会計の予算の見込み方で、職員退職手当金特別会計では、自己都合退職者 1 名の退職手当金と退職給付引当資産への積立金を見積もっております。

また、三つ目のマルのとおり、高額療養費支払資金貸付金特別会計の予算は、貸付実績を基に予算を計上しています。

最後に四つ目のマルの第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計の予算は、5 年 12 月までの支払実績額を基に算定した 5 年度支払見込額に、支払額の過去 3 箇年の伸び率の平均に 0.1 を加算した率を乗じて 6 年度支払見込額を見積もっております。

なお、一般会計等の歳入歳出予算額等は、162 頁の表に記載のとおりでございます。

次の 163 頁は、各会計の予算案の総括表でございます。

164 頁をお開き願います。

「6 積立資産等の状況」でございます。164 頁から次の頁にかけて、6 年 2 月 1 日現在の 5 年度末及び 6 年度末の積立資産等の残高見込を業務勘定ごとに取りまとめており、先ほどの業務勘定の予算案でご説明いたしました状況を記載しております。

166 頁をお開き願います。

「7 手数料及び負担金一覧」で、6 年度に改定をお願いする手数料についてご説明いたします。

この頁の(1)一般会計の項番③の負担金は、退職者医療制度廃止により、国保中央会へ納付する退職者医療事業分担金が廃止されるものです。

次の項番④の負担金については、本会を經由して国保中央会へ納付するもので、KDB システムが 5 年度末のクラウド化・拠点集約を伴う機器更改を期に負担金の見直しが行われたことなどから、改定するものでございます。

次に (2) 診療報酬審査支払特別会計の項番④、⑤の手数料につきましては、6 年度から 8 年度までの収支見通しにおける収支不足額 101 万 3 千円を補てんするために改定を行うものでございます。

次に 167 頁、項番④の手数料は、被保険者は減少するものの、国保情報集約システムが 5

年度末に機器更改期限を迎え、クラウド化されることに伴い、システム機器等の保守管理費等について減額が見込めるため、手数料単価は引き下げしております。

このほか、168 頁をお開きいただきまして、後期高齢者医療に係る項番⑬の後発医薬品差額通知対象者データファイル等作成手数料についても、業務実費改定に伴い改定しております。

最後に、次の頁の(6)障害者総合支援法関係業務等特別会計の項番①、②の手数料につきましては、6 年度から 8 年度までの収支見通しにより、引き下げするものでございます。

ただ今ご説明しました手数料等の改定については、保険者の皆様方にはご説明のうえご理解をいただいております。

最後に、171 頁と 172 頁は職員給与費明細書でございます。

6 年度の職員数は、障害者総合支援法関係業務における審査支払取扱件数の増加に伴い業務量の増大が続いていることより、前年度より 1 名増の 107 名としております。

令和 6 年度予算の概要についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等がないようですので、採決に入ります。

議第 2 号から議第 11 号までについて、原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。

賛成多数と認め、議第 2 号から議第 11 号までは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 12 号「国保連合会規約の一部改正」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：総務課長)

議案書の 173 頁をお開き願います。

議第 12 号 国保連合会規約の一部改正について、ご説明します。

この改正は、2 月 6 日に開催されました令和 6 年理事会において承認されました、本会職員の定年の引上げ等に係る関係規則及び規程の一部を改正する規則の制定に伴い、規約第 32 条に規定する本会職員に、新たに定年前再任用短時間勤務職員を加えようとするものです。

定年の引上げについては、国や地方自治体においては昨年見直しがなされておりますが、本会においては令和 5 年度に定年の引上げ年齢に該当するものがいなかったことから、京都府等の改正を確認したうえで、本会に合わせた制度を定めるものです。

参考資料として、定年の引上げ等に係る理事会の議案説明資料をお付けしております。

こちらは、定年の引上げ等に関する主な改正内容を記載しており、1 枚おめくりいただきまして、次ページの (4) 新たな再任用制度の導入として、定年前再任用短時間勤務職員を採用することができる制度を設けております。

国保連合会規約の一部改正についての内容は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問等がないようですので、採決に入ります。

議第 12 号について、原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

ありがとうございました。

賛成多数と認め、議第 12 号は、原案のとおり承認いたします。

以上で議決事項の審議は終了いたしました。

ここで、事務局から報告があるようですので、聴取いたします。

(事務局：総務課長)

議案書の 177 ページをお開きいただきまして、監査法人による外部監査の結果報告を受けて本会が講じた措置について、国保連合会外部監査契約に基づく監査に関する取扱要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、監事の方々から報告がなされております。

今回の監査においては、事務手続簡素化の観点から一定の金額基準を設け複数の見積りを不要としてはどうかなどの契約関係事項について 4 点、各種委員会の在り方に関し 2 点の指摘を受けております。

これらのうち契約事務の簡素化については、検討を進めることとし、その他については指摘に基づき措置を講じることといたします。

外部監査結果報告に対する措置についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

<挙手なし>

(議 長)

特にご質問もないようですので、これもちまして通常総会を終了させていただきます。
長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

また、円滑にすべての審議が終了できましたことを重ねてお礼申し上げまして、議長を
退任させていただきます。

どうも、ありがとうございました。

(事務局)

前川町長、ありがとうございました。

これもちまして、国保連合会通常総会を閉会とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。